

カンボジア王国
国民 信仰 国王

カンボジア王国政府
No. 209ANK. BK

禁止・制限品目のリストの実施に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 閣僚評議会の組織と機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 経済財政省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 経済財政省の組織と機能に関する 2000 年 1 月 20 日付政令第 04.ANK.BK 号
- 2005 年 12 月 6 日付王国政府通達第 90SCN 号
- リスクマネジメントを通じた貿易振興に関する 2006 年 3 月 1 日付政令第 21ANK.BK 号
- 経済財政省からの提議書

次の通り決定する

第 1 条

本政令の別添に定めるカンボジア関税表 2007 の 1537 品目により構成される禁止・制限品目リストを施行する。

第 2 条

本政令に反する全ての規程は無効とする。

第 3 条

閣僚評議会担当大臣、経済財政大臣、商業大臣、農林水産大臣、保健大臣、鉱工業エネルギー大臣、全ての関係省庁・機関の大臣及び次官、全ての特別市・州知事、民間セクター開発委員会は、所管に従い署名の日から本政令を施行する。

プノンペン 2007 年 12 月 31 日
首相

(仮訳)

署名

サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン

写し提出先:

王宮省

憲法評議会事務局

上院事務局

国民議会事務局

王国政府事務局長

首相府

副首相府

第3条に規定する通り

官報

公文書保管所

カンボジア王国政府首相サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相に署名依頼を提出した。

署名

キエット・チョン

経済財政大臣

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。

別添 2

2007年12月31日付政令 209ANK.BK号

禁止制限品目リストの施行に関する説明

I. 定義

禁止・制限品目とは、下記のいずれかの目的のため、輸出入に当たって特定の条件の対象となるものである。

- ・国家安全保障
- ・公共の秩序、品格、道徳の保護
- ・人、動物又は植物の生命、健康の保護
- ・芸術的、歴史的、考古学的国家的重要文化財の保護
- ・天然資源の保全
- ・カンボジア王国にて現在有効な法律条項へのコンプライアンス
- ・国連憲章における義務の履行

このリストは、カンボジア王国政府により、2007年7月20日付王国法 NS/RKM/0707/017号により公布された関税法第8条の条項に従い決定されなければならない。

このリストに含まれるすべての品目の輸出入は以下の対象となる。

- ・輸入又は輸出の絶対禁止
- ・輸入又は輸出の事前に、ライセンス、許可、証明又は同種の法律書類の取得、又は、カンボジア王国において現在有効な法規則に従って、関係技術省庁を含む政府の担当当局による特別の取り扱い。

II. 留意点

1. このリストは、サンプル、個人所持品、引越し荷物、その他の同種のもの等、非商業目的の輸入又は輸出には適用されない。但し、非商業目的の輸入又は輸出であっても、輸出入の絶対禁止の対象となるもの又は公共の安全に高いリスクを与えるものは、上記の例外の対象とはならない。

2. CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約:ワシントン条約)のリストに属するが、技術的な理由により本政令で正確に特定されていない動物を利用した製品は、輸出入の際にはCITES許可の対象となる。

3. 関税表の技術的問題により、下記の禁止制限品目がリストに含まれていない。

- ・右ハンドルの自動車
- ・多くの中古品(コンピューター、靴、バッグ、乾電池等)

・法律で禁止されている、宗教関係本、政治関係本、ポルノグラフィ、宣伝写真及びその他の種類の印刷されている書類

・知的財産権を侵害する商品、偽物、独占権を侵害する商品

4. 航空機関連の機器、技術品の輸入の際は、民間航空局の許可を取得しなければならない。

5. 「全ての種類の中古冷却機器」及び「オゾン層破壊物質を使用する新品冷却機器」は、環境省による輸入許可を取得しなければならない。

6. 全ての輸入品は、カンボジア工業基準、品質及び安全基準に準拠していなければならない。

7. リストに掲載されていない、穀物の種子及びその他の種子は、農業関係品に関する現行の規則に従って、リストに掲載されている種子と同様の取り扱いの対象となる。

8. 動物健康証明書、植物検疫証明書、魚類健康証明書又はその他の証明書が輸出先国で必要とされる輸出品に関しては、輸出者は、これらの証明書を農林水産省又は関連の担当当局に申請しなければならない。

9. 鉱石の輸出については、鉱工業エネルギー省の許可を取得しなければならない。

10. 第 28 類及び第 29 類の、薬品製造原料として使用されるもの、並びに、麻酔薬、向精神性物質及び前駆薬剤のリストに掲載されているものについては、保健省の輸入許可が必要である。二つの類にある上記以外の品目については、鉱工業エネルギー省の許可を取得しなければならない。

11. このリストに明確に規定されていない動物用薬品については、農林水産省の輸入許可を取得しなければならない。

12. カンボジア開発評議会からの輸出許可を取得している場合は、担当省庁からの許可を必要としない。但し、公共安全、安全保障のため移動を制限されている品目を除く。

13. 管理、物理的検査、当局の権限移譲及び全国の全ての税関での電子的情報リンケージの能力等を勘案し、複数回または複数の国境チェックポイントでの一括形態での輸出入許可を担当当局から既に取得している品目は、税関またはカムコトロールの一時的特定管理下に置かれなければならない。

III. 別添表の凡例 取扱コード

(1): 国境チェックポイントでの輸出入の際に単一管理書類(SAD)とインボイス、パッキングリスト、B/L 等の付属書類の提出のみを必要とされる現行の関税規則の対象となるもの。この取扱いは、輸出入の事前にかなる許可も必要としない。但し、特恵レジームでその一部又は全部が税金その他の特恵の対象となる商品を除く。

(2): 輸入に際して、担当省庁からのライセンス、輸入許可又はその他の同様の法律文書が必要となるもの。

(3): 輸出に際して、担当省庁からのライセンス、輸入許可又はその他の同様の法律文書が必要となるもの。

(4): 輸入絶対禁止

- (5): 輸出絶対禁止
- (6): 輸出入の両方の絶対禁止
- (7): 輸入国側の要求で動物健康証明書が必要とされるもの。
- (8): 輸入国側の要求で植物検疫証明書が必要とされるもの。
- (9): 輸出国の漁業証明書が必要とされるもの

IV. リストの読み方

1. 略語表

CDC: Council of Development of Cambodia カンボジア開発評議会

MAFF: Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery 農林水産省

MEF: Ministry of Economy and Finance 経済財政省

MIME: Ministry of Industry, Mine and Energy 鉱工業エネルギー省

MOC: Ministry of Commerce 商業省

MOCFA: Ministry of Culture and Fine Arts 文化芸術省

MOD: Ministry of Defense 防衛省

MOE: Ministry of Environment 環境省

MOH: Ministry of Health 保健省

MOI: Ministry of Interior 内務省

MPTC: Ministry of Post and Telecommunication 郵政電気通信省

NBC: National Bank of Cambodia カンボジア中央銀行

SAD: Single Administrative Documents 単一管理書類

2. 別表で、それぞれの取扱コードは、各担当省庁の欄に記入されている。

例:MIME の欄に(2)と記入されている場合。これは、輸入の際に MIME 又は MIME の関連機関から、ライセンス、輸入許可又は同種の法律書類が必要とされていることを意味する。

3. コード(4)、(5)及び(6)については、絶対禁止であり、担当省庁は無く、カンボジア王国政府の直接管理下にある。

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。